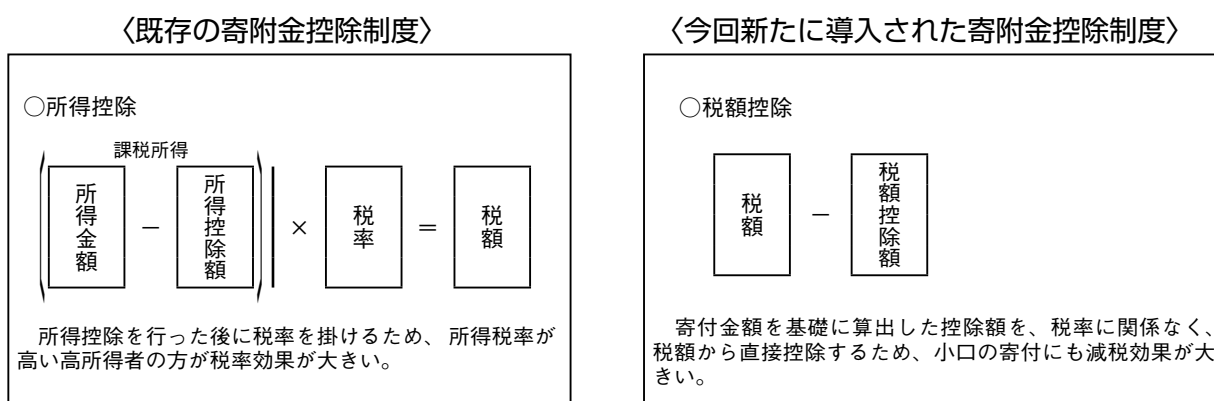


■所得税の税額控除制度について

松本歯科大学は、2012年5月30日付で文部科学省から「税額控除対象法人」の認定を受けました。これにより、個人の方が本学へご寄附いただいた場合、従来までの「所得控除制度」、または新しい「税額控除制度」のうち、より減税効果の大きい自身に有利な制度を選択し、確定申告の際に「寄附受領書」と「税額控除対象法人であることの証明書」を提出していただくことにより、**所得税の控除**を受けることができます。



① 《新制度・税額控除制度の所得税控除額算出式》

$$\left[\text{所得控除対象寄附金額} (\ast 1) - 2,000 \text{円} \right] \times 40\% = \text{控除対象額} (\ast 2)$$

この額が、所得税額から控除されます。

- ※ 1. 寄附金額が総所得金額などの40%に相当する金額を超える場合には、40%に相当する額が税額控除対象寄附金額となります。
- ※ 2. 控除対象額は、所得税額の25%を限度とします。

② 《従来制度・所得控除制度の所得税控除額算出式》

$$\left[\text{所得控除対象寄附金額} (\ast 1) - 2,000 \text{円} \right] \times \begin{array}{|c|} \hline \text{課税所得金額} \\ \hline \end{array} \text{に応じた税率} = \text{控除対象額}$$

この額が、所得税額から控除されます。

- ※ 1. 寄附金額が総所得金額などの40%に相当する金額を超える場合には、40%に相当する額が税額控除対象寄附金額となります。

〔具体例〕

年収 750 万円、妻・子供 2 人世帯の A さんが松本歯科大学へ 5 万円の寄附をした場合の所得税控除額

一般に A さんの場合、課税所得金額は約 300 万円（年収－給与所得控除・扶養控除・社会保険料など）で、通常 20 万 2500 円程度の所得税を支払うことになります。

※ 所得税の計算方法につきましては、国税庁ホームページをご参照ください。

【Aさんが「税額控除制度」を選んだ場合】

まず、300 万円（総所得金額 750 万円の 40%）が税額控除寄附金限度額になります。また、税額控除限度額は 5 万 600 円（所得税額の 25%）になります。

本事例の場合、税額控除制度による所得税控除額は①の算出式により、

$$\text{寄附金 } 5 \text{ 万円} - 2000 \text{ 円} = 4 \text{ 万 } 8000 \text{ 円}$$

$$4 \text{ 万 } 8000 \text{ 円} \times 40\% = \underline{1 \text{ 万 } 9200 \text{ 円}}$$

になります。

A さんは確定申告の際に必要な書類を提出することにより、通常支払う約 20 万 2500 円の所得税額から 1 万 9200 円の控除を受けることができます。

【Aさんが「所得控除制度」を選んだ場合】

まず、300 万円（総所得金額 750 万円の 40%）が税額控除寄附金限度額になります。

本事例の場合、税額控除制度による所得税控除額は②の算出式により、

$$\text{寄附金 } 5 \text{ 万円} - 2000 \text{ 円} = 4 \text{ 万 } 8000 \text{ 円}$$

$$4 \text{ 万 } 8000 \text{ 円} \times 10\% (\text{※}) = 4800 \text{ 円}$$

になります。

A さんは確定申告の際に必要な書類を提出することにより、通常支払う約 20 万 2500 円の所得税額から 4800 円の控除を受けることができます。

(※) 課税所得 300 万円の場合の所得税率

- ◎ 本事例の場合、Aさんはより減税額の大い自身に有利な税額控除制度を選択し、所得税から 1 万 9200 円の控除を受けることができます。

ほとんどの場合、所得控除制度に比べ税額控除制度の方が、控除額が大きくなります。しかし、所得金額に比して寄附金額が大きい場合には、税額控除制度より所得控除制度の方が、減税効果が大きくなります。

例：年収 750 万円（課税所得金額 300 万円）の B さんが 100 万円寄附した場合

税額控除制度を選んだ場合 ⇒ 5 万 600 円が所得税から控除されます。

所得控除制度を選んだ場合 ⇒ 9 万 9800 円が所得税から控除されます。

■法人税（会社、医療法人）の損金算入について

松本歯科大学は、「特定公益増進法人」の認定を受けております。

これにより、法人が本学へご寄附いただいた場合、以下の計算式により算出した金額以内の金額は、一般の寄附金とは別枠で損金の額に算入されることになります。

《法人が特定公益増進法人へ寄附した場合の限度額算出式》

$$\text{特別損金算入限度額} = (\text{①資本基準額} + \text{②所得基準額}) \times 1/2$$

① 資本基準額

$$= \text{資本金額} (\text{期末資本金額} + \text{期末資本積立額}) \times \text{事業年度月数} \div 12 \text{ カ月} \times 0.375\%$$

② 所得基準額

$$= \text{当該事業年度の所得金額} \times 6.25\%$$

《一般の寄附の場合の限度額算出式》

$$\text{損金算入限度額} = (\text{①資本基準額} + \text{②所得基準額}) \times 1/4$$

① 資本基準額

$$= \text{資本金額} (\text{期末資本金額} + \text{期末資本積立額}) \times \text{事業年度月数} \div 12 \text{ カ月} \times 0.25\%$$

② 所得基準額

$$= \text{当該事業年度の所得金額} \times 2.5\%$$

〔具体例〕

資本金額 5000 万円、当該事業年度所得金額 5000 万円、事業年度月数 12 カ月のC法人が、松本歯科大学へ寄附した場合の特別損金算入限度額

本事例の場合、上記の特別損金算入限度額算出式により、

$$\text{①資本金額 } 5000 \text{ 万円} \times \text{事業年度月数 } 12 \text{ カ月} \div 12 \text{ カ月} \times 0.375\%$$

$$= \text{資本基準額 } 18 \text{ 万 } 7500 \text{ 円}$$

$$\text{②当該事業年度の所得金額 } 5000 \text{ 万円} \times 6.25\%$$

$$= \text{所得基準額 } 312 \text{ 万 } 5000 \text{ 円}$$

$$(\text{資本基準額 } 18 \text{ 万 } 7500 \text{ 円} + \text{所得基準額 } 312 \text{ 万 } 5000 \text{ 円}) \times 1/2$$

$$= \text{特別損金算入限度額 } 165 \text{ 万 } 6200 \text{ 円}$$

C法人は 165 万 6000 円までの寄附であれば、全額損金として算入することができます。

※C法人が一般の寄附をした場合、①の資本基準額が 12 万 5000 円、②の所得基準額が 125 万円となり、損金算入限度額は 34 万 3700 円になります。

■住民税の寄附金控除について

都道府県・市町村の条例によって指定された寄附金は、税額控除の対象となりました。

指定の有無は、都道府県・市町村ごとに異なりますので、直接ご確認ください。